

# 丹波市老人クラブ等社会活動促進事業補助金にかかる補助対象経費について

令和8年5月1日  
福祉部社会福祉課作成

## <共通事項>

- 1 老人クラブが主催で実施する事業又は活動の経費のみを補助対象とする。
- 2 補助対象事業にかかる打ち合わせ会の経費（お茶代、資料印刷費、会場使用料）は補助対象とする。
- 3 軽食代については、午前午後をまたいで作業及び事業を実施される場合のみ補助対象とする。（※軽食代@1,000円/人（税別）市の基準に準ずる）  
（例）@1,200円（税込）⇒※うち、1,000円までを補助対象とすることはできません。
- 4 子どもの参加や会員以外への高齢者への声掛け等を伴う事業については、活動強化事業のうち①共生型助け合い活動に該当する。
- 5 老人クラブから傘下の部会や同好会などに「助成金」として支出される経費について、実績報告時には下記の2種類の受領書、領収書等の提出を要する。  
①部会や同好会→老人クラブ宛ての助成金受領書  
②部会や同好会の活動にかかる経費の確認できるレシート又は領収書  
※その際、必ず「助成額」≦「経費（補助対象のもののみ）」となるよう支出していること。「助成額」と「経費」を比較し、少ない方を補助対象経費とする。
- 6 天候不良等によりやむを得ず事業を中止された場合に会員へ配布する弁当は補助対象としない。
- 7 補助対象基準額を超過した経費（借上げ料、個人への費用弁償）については補助対象としない。
- 8 会員が老人クラブ連合会各地区や各支部主催の事業に参加する際の費用弁償は補助対象としない。

事業区分	事業及び活動例	補助対象経費の例		補助対象外経費の例	備考	活動強化(★)
【A】 社会奉仕活動	公民館、広場、神社等の公的な施設の清掃活動、 地域内の花壇整備	食糧品費	〔飲み物〕 ・お茶、スポーツ飲料、ジュース、コーヒー、熱中症予防の経口補水液 〔食べ物〕 ・茶菓子代（軽微なものに限る） ・軽食（@1,000円（税別）、お昼をまたいで事業実施の場合）	・お土産としての茶菓代 ・ビール、日本酒、焼酎、ワインなどアルコールを含む飲料類	※軽食代及び茶菓代について、あくまで事業又は活動に係る経費を対象とする。 <u>お土産としての経費は対象としない。</u>	
		消耗品費	・作業用品（軍手、ゴミ袋、ほうき、草引き道具、除草剤） ・花材代 ・肥料代 ・増土代 ・感染症対策物品（マスク、消毒液、ウエットティッシュ）	・出役者に配る参加賞（洗剤やティッシュペーパーなどの日用品）		
		燃料費	・混合油（草刈り機用）			
		備品購入費	・ブロワー購入 等			

丹波市老人クラブ等社会活動促進事業補助金にかかる補助対象経費について

令和8年5月1日  
福祉部社会福祉課作成

事業区分	事業及び活動例	補助対象経費の例		補助対象外経費の例	備考	活動強化(★)
【A】 社会奉仕活動	公民館、広場、神社等の公的な施設の清掃活動、地域内の花壇整備	謝礼金	—	・賃金、日当(金券及び現金) ・お寺や神社へのお供えや謝金		
		使用料及び借上料	・草刈り機 500円/半日 ・軽トラ 1,000円/半日 ・チェーンソー 800円/半日	基準を超過する使用料及び借上げ料		
	公民館等の迎春準備	食糧品費	[飲み物] ・お茶、スポーツ飲料、ジュース、コーヒー、熱中症予防の経口補水液 [食べ物] ・茶菓子代(軽微なものに限る) ・軽食(@1,000円(税別)、お昼をまたいで事業実施の場合)	・お土産としての茶菓代 ・ビール、日本酒、焼酎、ワインなどアルコールを含む飲料類	※軽食代及び茶菓代について、あくまで事業又は活動に係る経費を対象とする。 <u>お土産としての経費は対象としない。</u>	
		消耗品費	・材料費(しめ縄材料、障子紙、のり) ・感染症対策物品(マスク、消毒液、ウエットティッシュ)	・出役者に配る参加賞(洗剤やティッシュペーパーなどの日用品)		
		謝礼金	—	・賃金、日当(金券及び現金)		
	自治会等のお祭り準備	食糧品費	[飲み物] ・お茶、スポーツ飲料、ジュース、コーヒー、熱中症予防の経口補水液 [食べ物] ・茶菓子代(軽微なものに限る) ・軽食(@1,000円(税別)、お昼をまたいで事業実施の場合)	・お土産としての茶菓代 ・ビール、日本酒、焼酎、ワインなどアルコールを含む飲料類	※あくまで「準備」にかかる経費を対象とする。お祭り当日の食事代等は対象外。	
		消耗品費	・材料代 ・感染症対策物品(マスク、消毒液、ウエットティッシュ)	・出役者に配る参加賞(洗剤やティッシュペーパーなどの日用品)		
		謝礼金	—	・賃金、日当(金券及び現金) ・お寺や神社へのお供えや謝金		

丹波市老人クラブ等社会活動促進事業補助金にかかる補助対象経費について

令和8年5月1日  
福祉部社会福祉課作成

事業区分	事業及び活動例	補助対象経費の例		補助対象外経費の例	備考	活動強化(★)	
【A】 社会奉仕活動	認定こども園や小学校等の行事への協力・参加、地域の子どもの昔遊び交流	消耗品費	・材料代、用具購入費 ・感染症対策物品（マスク、消毒液、ウエットティッシュ）	・出役者に配る参加賞（洗剤やティッシュペーパーなどの日用品）		①共生型助け合い活動	
		謝礼金	—	・賃金、日当（金券及び現金）			
	伝統芸能や伝統工芸等の伝承活動	食糧品費	・お茶代 ・菓子代（軽微なものに限る）	・お土産としての茶菓代 ・ビール、日本酒、焼酎、ワインなどアルコールを含む飲料類	※茶菓代について、あくまで事業又は活動に係る経費を対象とする。お土産としての経費は対象としない。	①共生型助け合い活動	
		消耗品費	・材料代、用具購入費 ・感染症対策物品（マスク、消毒液、ウエットティッシュ）	・出役者に配る参加賞（洗剤やティッシュペーパーなどの日用品）			
		謝礼金	・伝承者等への講師謝金（老人クラブの会員以外で外部から要請した講師等）	・賃金、日当（金券及び現金）			
		消耗品費	・訪問者用のお土産代（お菓子、タオル等日用品、マスクや消毒液など感染症対策物品等）	・出役者に配る参加賞（洗剤やティッシュペーパーなどの日用品）			
	1人暮らし高齢者や施設への友愛訪問	謝礼金	—	・賃金、日当（金券及び現金）		①共生型助け合い活動	
		消耗品費	—	—			
	【B】 高齢者教養講座	交通安全講習、特殊詐欺講座、防災講座、地域づくり講話、人権講話、スマホ講座、老人クラブ補助金説明会、生け花教室等	食糧品費	・お茶代 ・菓子代（軽微なものに限る）	・お土産としての茶菓代 ・ビール、日本酒、焼酎、ワインなどアルコールを含む飲料類	※茶菓代について、あくまで事業又は活動に係る経費を対象とする。お土産としての経費は対象としない。	
			消耗品費	・コピー用紙代（資料用） ・プリンターインク代 ・感染症対策物品（マスク、消毒液、ウエットティッシュ）	・参加者に配る記念品		
備品購入費			・非接触型体温計 ・パーテーション（アクリル板）等				
謝礼金			・講師謝金（費用弁償含む）				
印刷製本費			・資料印刷費（コピー代）				
使用料及び賃借料			・会場使用料 ・送迎用車両借上げ料	・入場料			

丹波市老人クラブ等社会活動促進事業補助金にかかる補助対象経費について

令和8年5月1日  
福祉部社会福祉課作成

事業区分	事業及び活動例	補助対象経費の例		補助対象外経費の例	備考	活動強化(★)
【B】 高齢者教養講座	その他、一般教養講座(文学、歴史、芸術等)	食糧品費	・お茶代 ・菓子代(軽微なものに限る)	・お土産としての茶菓代 ・ビール、日本酒、焼酎、ワインなどアルコールを含む飲料類	※神社や仏閣、歴史建造物、博物館、美術館等の見学を実施される場合、事業の目的が観光や懇親とならないよう留意すること。	①共生型助け合い活動
		消耗品費	・コピー用紙代(資料用) ・プリンターインク代 ・感染症対策物品(マスク、消毒液、ウェットティッシュ)	・参加者に配る記念品		
		備品購入費	・非接触型体温計 ・パーテーション(アクリル板)等			
		謝礼金	・講師謝金(費用弁償含む)			
		印刷製本費	・資料印刷費(コピー代)			
		使用料及び賃借料	・会場使用料 ・送迎用車両借上げ料	・入場料		
	子育て孫育て講座	食糧品費	・お茶代 ・菓子代(軽微なものに限る)	・お土産としての茶菓子代 ・ビール、日本酒、焼酎、ワインなどアルコールを含む飲料類	※茶菓代について、あくまで事業又は活動に係る経費を対象とする。 <u>お土産としての経費は対象としない。</u>	
		消耗品費	・コピー用紙代(資料用) ・プリンターインク代 ・感染症対策物品(マスク、消毒液、ウェットティッシュ)	・参加者に配る記念品		
		備品購入費	・非接触型体温計 ・パーテーション(アクリル板)等			
		謝礼金	・講師謝金(費用弁償含む)			
		印刷製本費	・資料印刷費(コピー代)			
		使用料及び賃借料	・会場使用料 ・送迎用車両借上げ料	・入場料		

丹波市老人クラブ等社会活動促進事業補助金にかかる補助対象経費について

令和8年5月1日  
福祉部社会福祉課作成

事業区分	事業及び活動例	補助対象経費の例		補助対象外経費の例	備考	活動強化(★)
【B】 高齢者教養講座	健康講座、 介護予防講座	食糧品費	・お茶代 ・菓子代(軽微なものに限る)	・お土産としての茶菓代 ・ビール、日本酒、焼酎、ワインなどアルコールを含む飲料類	※茶菓代について、あくまで事業又は活動に係る経費を対象とする。お土産としての経費は対象としない。	③健康づくり (健康体操等) の実施及び普及 促進活動
		消耗品費	・コピー用紙代(資料用) ・プリンターインク代 ・感染症対策物品(マスク、消毒液、ウェットティッシュ)	・参加者に配る記念品		
		備品購入費	・非接触型体温計 ・パーティション(アクリル板)等			
		謝礼金	・講師謝金(費用弁償含む)			
		印刷製本費	・資料印刷費(コピー代)			
		使用料及び 賃借料	・会場使用料 ・送迎用車両借上げ料			
	料理教室	食糧品費	・材料費 ・お茶代	・お土産としての茶菓代 ・ビール、日本酒、焼酎、ワインなどアルコールを含む飲料類	※調理後の試食会(懇親会)がメインとなる場合は補助対象としない。	③健康づくり (健康体操等) の実施及び普及 促進活動
		消耗品費	・コピー用紙代(資料用) ・プリンターインク代 ・感染症対策物品(マスク、消毒液、ウェットティッシュ)			
		備品購入費	・非接触型体温計 ・パーティション(アクリル板)等			
		謝礼金	・講師謝金(費用弁償含む)			
		印刷製本費	・資料印刷費(コピー代)			
		使用料及び 賃借料	・会場使用料 ・送迎用車両借上げ料			

丹波市老人クラブ等社会活動促進事業補助金にかかる補助対象経費について

令和8年5月1日  
福祉部社会福祉課作成

事業区分	事業及び活動例	補助対象経費の例		補助対象外経費の例	備考	活動強化(★)
【C】 健康増進活動	グラウンドゴルフ練習 囲碁ボール練習	食糧品費	[飲み物] ・お茶、スポーツ飲料、ジュース、コー ヒー、熱中症予防の経口補水液 [食べ物] ・茶菓子代(軽微なものに限る)	・ビール、日本酒、焼酎、ワインな どアルコールを含む飲料類(参加 賞としての配布も不可) ・軽食代	※茶菓代について、あくまで事 業又は活動に係る経費を対象と する。 <u>お土産としての経費は対 象としない。</u>	③健康づくり (健康体操等) の実施及び普及 促進活動
		備品購入費	・非接触型体温計 ・ホールポスト ・スタートマット ・掲示板(スコアボード)等	・個人用のクラブやボールの購入		
		使用料及び 賃借料	・プレー代 ・会場使用料			
	グラウンドゴルフ大 会 囲碁ボール大会	食糧品費	[飲み物] ・お茶、スポーツ飲料、ジュース、コー ヒー、熱中症予防の経口補水液 [食べ物] ・茶菓子代(軽微なものに限る) ・軽食(@1,000円(税別)、お昼をま たいて事業実施の場合)	・お土産としての茶菓代 ・ビール、日本酒、焼酎、ワインな どアルコールを含む飲料類	※軽食代及び茶菓代について、 あくまで事業又は活動に係る経 費を対象とする。 <u>お土産としての 経費は対象としない。</u>	②クラブ活動継 続の推進 又は ③健康づくり (健康体操等) の実施及び普及 促進活動
		消耗品費	・参加賞代 ・賞品代	・金券及び現金など直接個人の 利益になるもの	※活動強化補助金該当条件 参加賞代、賞品代については原 則として年間を通じて、定期的 活動が行われている活動にか かる経費に限る。 また、積極的に会員内外へ呼び かけ、老人クラブの会員加入促 進や健康づくり・介護予防など を目的とした大会の参加賞代や 賞品代(消耗品に限る)のみ補 助対象とする。	
		印刷製本費	・スコアボード作成用印刷費 ・案内通知印刷費			

丹波市老人クラブ等社会活動促進事業補助金にかかる補助対象経費について

令和8年5月1日  
福祉部社会福祉課作成

事業区分	事業及び活動例	補助対象経費の例		補助対象外経費の例	備考	活動強化(★)
【C】 健康増進活動	グラウンドゴルフ大会、 囲碁ボール大会	謝礼金	・個人での送迎にかかる費用弁償費 (※支払額は@44円/km 市の旅費 規程に準ずる)			②クラブ活動継続の推進 又は ③健康づくり (健康体操等) の実施及び普及 促進活動
		使用料及び 賃借料	・プレー代 ・会場使用料 ・送迎用車両借上げ料			
	歩こう会 (健康ウォーキング)	食糧品費	[飲み物] ・お茶、スポーツ飲料、ジュース、コー ヒー、熱中症予防の経口補水液 [食べ物] ・茶菓子代(軽微なものに限る) ・軽食(@1,000円(税別)、お昼をま たいて事業実施の場合)	・お土産としての茶菓代 ・ビール、日本酒、焼酎、ワインな どアルコールを含む飲料類	※軽食代及び茶菓代について、 あくまで事業又は活動に係る経 費を対象とする。お土産としての 経費は対象としない。	②クラブ活動継続の推進 又は ③健康づくり (健康体操等) の実施及び普及 促進活動
		使用料及び 賃借料	・送迎用車両借り上げ料			
	いきいき百歳体操	食糧品費	[飲み物] ・お茶、スポーツ飲料、ジュース、コー ヒー、熱中症予防の経口補水液 [食べ物] ・茶菓子代(軽微なものに限る)	・ビール、日本酒、焼酎、ワインな どアルコールを含む飲料類	※茶菓代について、あくまで事 業又は活動に係る経費を対象と する。懇親会、お土産としての経 費は対象としない。	③健康づくり (健康体操等) の実施及び普及 促進活動
		消耗品費	・感染症対策物品購入(マスク、消 毒液、ウェットティッシュ等) ・皆勤賞等の記念品代		※活動強化補助金該当条件 記念品代については原則として 年間を通じて、定期的活動が行 われている活動にかかる経費に 限る。	
		使用料及び 賃借料	・会場使用料 ・スクリーン、プロジェクター等の機材 借り上げ料			
		備品購入費	・椅子等の備品購入 ・プロジェクター等の機材購入 ・非接触型体温計 ・パーテーション(アクリル板)等			

丹波市老人クラブ等社会活動促進事業補助金にかかる補助対象経費について

令和8年5月1日  
福祉部社会福祉課作成

事業区分	事業及び活動例	補助対象経費の例		補助対象外経費の例	備考	活動強化(★)
【C】 健康増進活動	ラジオ体操	食糧品費	[飲み物] ・お茶、スポーツ飲料、ジュース、コーヒ ー、熱中症予防の経口補水液	・ビール、日本酒、焼酎、ワインな どアルコールを含む飲料類	※茶菓代について、あくまで事 業又は活動に係る経費を対象と する。 <u>懇親会、お土産としての経 費は対象としない。</u>	③健康づくり (健康体操等) の実施及び普及 促進活動
		消耗品費	・皆勤賞(ゴミ袋、ティッシュペーパー 等) ・地域の子どもに配布する記念品			
		備品購入費	・CDプレーヤー購入			
	健康増進を目的と したレクリエーション  ※原則として、「一 定以上の定期的な 活動があるもの」+ 「健康増進としての 科学的・論理的根 拠があるもの」に 限る	食糧品費	[飲み物] ・お茶、スポーツ飲料、コーヒ ー、ジュース [食べ物] ・茶菓子代(軽微なものに限る)	・ビール、日本酒、焼酎、ワインな どアルコールを含む飲料類	※団体の活動計画に基づいて、 内容を慎重に審査する。	①共生型助け合 い活動 又は ③健康づくり (健康体操等) の実施及び普及 促進活動
		消耗品費	・レクリエーションに必要な消耗品	・景品代		
		印刷製本費	・資料コピー代			
		使用料及び 賃借料	・会場使用料			
		備品購入費	・レクリエーションに必要な備品			

活動強化推進事業(★)・・・①共生型助け合い活動 ②クラブ活動継続の推進 ③健康づくり(健康体操等)の実施及び普及促進活動